

違法駐車車両の移動等措置要領について（例規通達）

平成20年 5 月30日

佐本交指発第83号

改正 平成21年 3 月佐本務発第259号、22年 3 月佐本企発第64号、令和 2 年11月佐本交指
発第297号、 3 年 3 月佐本務発第288号

道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）の施行により、指定車両移動保管機関に関する規定が廃止され、新たに警察署長が車両移動保管関係事務を内閣府令で定める法人に委託することができることとされたことに伴い、警察署長による移動及び保管に関する事務を適正に行うために、違法駐車車両の移動等措置要領を別添のとおり制定し、平成20年 6 月 1 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされた

い。

なお、「指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務に関する処理要領の全部改正について」（平成 3 年 3 月 7 日付け、佐警本例規（交指）第 8 号）は、廃止する。

別添

違法駐車車両の移動等措置要領

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の規定に基づき、違法駐車車両の移動、保管、返還、公示、売却、廃棄、所有権の帰属等の措置（以下「移動等の措置」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 準拠

違法駐車車両の移動等の措置については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第35号）、違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則（平成20年佐賀県規則第53号。以下「県規則」という。）その他関係法令によるほか、この要領の定めるところによる。

3 用語の意義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

(1) 署長等 警察署長（以下「署長」という。）及び交通部高速道路交通警察隊長

(以下「高速隊長」という。)をいう。

(2) 移動業者 署長等が違法駐車車両の移動（以下「移動」という。）に関する委託契約をした業者をいう。

(3) 保管業者 署長等が違法駐車車両の保管（以下「保管」という。）に関する委託契約をした業者をいう。

(4) 運転者等 違法駐車車両の運転者その他当該車両の管理について責任を有する者をいう。

(5) 使用者等 違法駐車車両の使用者又は所有者をいう。

第2 取扱責任者の指定等

1 取扱責任者の指定

署長等は、違法駐車車両に対する移動等の措置の適正を図るため、交通課長（二課制の警察署にあっては交通第一課長、交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）にあっては隊長補佐）又は交通課長代理を移動等の措置に関する取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）に指定するものとする。

2 取扱代行者の指定

署長等は、取扱責任者が不在の場合は、交通係長又は交通主任、当直責任者等を指定して、その職務を代行させるものとする。

3 取扱責任者の任務等

取扱責任者は、署長等の命を受け、移動等の措置の全般的な指揮に当たるとともに、適正な執行、事故防止その他移動等の措置に必要な任務を遂行するほか、移動業者、保管業者との連絡調整を行うものとする。

第3 移動の措置

1 移動の措置の認定

(1) 警察官は、現認又は通報により移動の措置を要する違法駐車車両を認めたときは、速やかに取扱責任者を経て署長等に報告し、必要な指揮を受けるものとする。

なお、報告に際しては、盗難車の手配の有無等の確認を事前に実施しておくものとする。

(2) 署長等は、(1)の報告を受けた場合において、移動の措置が必要であると認めたときは、直ちに取扱責任者を指揮し移動業者に移動の措置を行わせるものとする。ただし、当該移動の措置を移動業者に行わせることができない場合は、警察官に移動を行わせるものとする。

2 移動の措置

- (1) 警察官は、移動の措置をとる場合は、当該車両の使用者責任を追及する場合に備えて、必ず法第51条の4第1項に定める放置車両確認標章（以下「標章」という。）を取り付けるとともに、違法駐車車両の状況、交通上の危険又は妨害の状況及び当該車両の損傷、汚損、積載物その他当該車両内外の状況を、違法駐車車両措置報告書（別記様式第1号）に記載して明らかにしておくものとする。

なお、警察官は、駐車監視員が既に標章を取り付けた違法駐車車両の移動の措置をとる場合は、当該車両が明らかに移動していると認められる場合に限り、改めて標章を取り付けるものとする。

- (2) 警察官は、移動の措置を必要とする車両が2台以上ある場合は、おおむね次の順序により移動するものとする。

- ア 危険性の高いもの
- イ 交通の妨害の程度が著しいもの
- ウ 交通標識及び標示に近いもの

- (3) 移動の措置を開始する前に運転者等が出頭したときは、その場で車両を返還するものとする。ただし、既に車両の移動を開始している場合は、当該車両を保管場所まで移動した後返還するものとする。

- (4) 警察官は、違法駐車車両の移動の措置に当たって、次のいずれかに該当するなど、当該車両の返還の際に当該車両の運転者等又は使用者等から苦情の申立てが予想されるときは、第三者の立会いを求めるとともに写真撮影するなどして、後日証言が得られるようにしておくものとする。

- ア 車両に真新しい損傷があるとき。
- イ 特に貴重と認められる積載物があるとき。
- ウ 車両のドアが施錠されていないとき。
- エ その他必要と認めるとき。

- (5) 警察官は、違法駐車車両の移動を行うときは、当該車両が駐車していた場所又はその付近の見やすい箇所に移動の日時、車両番号、移動した旨、車両保管場所、連絡先その他必要事項を表示し、又は付近の居住者その他の者に対し運転者等への伝言を依頼するなどの措置をとるものとする。

- (6) 取扱責任者は、移動業者による移動（移動業者が現場に出動した場合及び出動し作業を終了したが移動を開始しなかった場合を含む。）を行ったときは、移動業

者に違法駐車車両移動措置書（別記様式第2号）を提出させ、その内容を点検し、必要事項を記入の上、署長等に報告するものとする。

3 警察署及び高速隊の警察官以外の警察官の措置

警察署及び高速隊の警察官以外の警察官が、移動の措置を必要とする違法駐車車両を認めた場合は、当該違反場所を管轄する署長等に引き継ぐものとする。

第4 保管の措置

1 保管の手続

(1) 車両及び積載物（以下「車両等」という。）の保管は、保管業者が管理する有料の保管場所、警察施設その他適正に保管できる場所（以下「警察施設等」という。）に保管するものとする。

(2) 取扱責任者は、保管業者に保管を委託した場合は、当該保管業者に車両保管請書（別記様式第3号）を提出させ、その内容を点検し、必要事項を記入の上、署長等に報告するものとする。

2 使用者等又は所有者等の調査及び告知

(1) 警察官は、車両等の保管を行ったときは、当該車両の使用使用者等又は積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）を調査し、当該使用者等又は所有者等に対し電話その他の方法により、保管をした日時場所、当該車両等を速やかに引き取るべき旨、返還の手続その他必要な事項を速やかに告知するものとする。

(2) 警察官は、(1)の場合において、当該車両の使用使用者の氏名及び住所を知ることができないとき又は当該使用者に当該車両を返還することが困難であると認められるときは、保管を始めた日から起算して5日を経過するまでの間に所有者を調査し、当該車両の所有者に対して告知するものとする。

(3) 警察官は、(1)及び(2)の調査及び告知を行ったときは、その経過を使用使用者等調査表（別記様式第4号）に記録しておくものとする。

(4) 警察官は、違法駐車に対する措置をとるにあたり、必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に調査依頼書（別記様式第5号）により照会を行うものとする。

第5 返還の措置

1 使用者等又は所有者等の確認

警察官は、保管した車両等を返還する場合は、返還を受ける者から運転免許証、譲

渡証明書その他その者の氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させるなどの方法により、その者がその車両等の返還を受けるべき使用者等又は所有者等の正当な受取人（代理人を含む。以下「受取人」という。）であることを確認するものとする。ただし、受取人が代理人である場合は、委任状又はこれに代わるべき書類を提出させるものとする。

2 車両等の返還手続

(1) 取扱責任者は、保管業者に保管委託した車両等を受取人に返還する場合は、車両引渡指令原簿（別記様式第6号）に必要事項を記入の上、受取人に車両引渡依頼書（別記様式第7号）及び受領書（規則別記様式第二、同別記様式第二の二）を交付するものとする。

(2) (1)により返還手続をとる場合は、受取人に対し、次に掲げる事項を教示するものとする。

ア 保管業者に車両引渡依頼書及び受領書を提出して車両等を受け取ること。

イ 車両等を確認すること。

ウ 移動等に係る負担金の債務が存在すること。

エ 車両引渡依頼書に記載された保管期間（時間）を超過した場合の保管料金は、保管業者に直接支払うこと。

(3) 取扱責任者は、車両等の返還に当たっては、受取人が提出する車両引渡依頼書及び受領書の内容を点検の上、これらと引き換えに車両等を引き渡すよう保管業者に対し指示するものとする。

(4) 警察施設等に保管した車両等の返還手続

警察施設等に保管した車両等を返還する場合は、1により受取人であることの確認を行った後、車両等を確認させ、受領書を徴するとともに移動等に係る負担金の債務が存在することを教示した上で引き渡すものとする。

3 公示の措置

(1) 署長等は、法第51条第9項に規定する公示を行う場合は、公示書（別記様式第8号）により行うものとする。

(2) 署長等は、法第51条第10項に規定する公表を行う場合は、交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）にホームページ掲載依頼書（別記様式第9号）により県警ホームページへの掲載を依頼するものとする。

(3) 署長等は、取扱責任者を指揮し、公示手続、県警ホームページ掲載後において

も、継続して使用者等又は所有者等の調査を行い、保管中の車両等の返還に努めるものとする。

第6 売却又は廃棄の処分

1 売却の措置

(1) 取扱責任者は、保管中の車両を、当該車両の所有者に対する告知の日又は公示の日から起算して1か月を経過しても返還することができない場合において、当該車両の価額の評価を行い、その評価額に比してその保管に不相当な費用を要すると認められるときは、保管車両（積載物）売却処分調査書（伺い）（別記様式第10号）により、署長等の決裁を受け、会計課長に売却処分手続を依頼するものとする。

(2) 依頼を受けた会計課長は、次により売却処分の手続をとるものとする。

ア 保管車両の売却は、保管車両（積載物）売却調書（伺い）（別記様式第11号）により、署長等の決裁を受けた後売却し、その結果を署長等に報告するものとする。

イ 売却代金は、指定金融機関へ預託保管しておくものとする。

ウ 保管車両を売却した後、返還を受ける者が判明した場合は、イの売却代金から当該車両の価格の評価、入札等売却に要した費用を除いた残金を返還するものとする。その際、第5の1に準じて返還を受ける者が使用者等であることを確認し、規則第7条に定める受領書を徴して返還するものとする。

(3) 署長等は、価額評価の結果、その時点で売却処分を行う必要が認められない車両については、その所有権が県に帰属するまで継続保管するものとする。

2 廃棄の措置

取扱責任者は、保管中の車両等について、売却処分に付したが買受人がない場合において、当該車両の評価額が著しく低いときは、保管車両（積載物）廃棄調書（伺い）（別記様式第12号）により、署長等の決裁を受けた後廃棄し、その結果を署長等に報告するものとする。

なお、車両を廃棄する場合は、解体業者に依頼し、当該業者から廃棄車両受領書（別記様式第13号）及び解体証明書（解体業者の発行するものをいう。以下同じ。）を受領の上、廃棄すること。

第7 所有権の県帰属

1 所有権の県帰属

取扱責任者は、保管中の車両等又は売却代金を当該車両の所有者に対する告知の日又は公示の日から起算して3か月を経過しても使用者等又は所有者等に返還することができず、法第51条第20項の規定によりその所有権が県に帰属したときは、速やかにその旨を所有権県帰属報告書（別記様式第14号）により、署長等に報告の上、県帰属の手続を会計課長に依頼するものとする。

2 所有権の県帰属の手続等

1により依頼を受けた会計課長は、県帰属となった車両等のうち売却代金については保管金県帰属調書（別記様式第15号）、車両等については保管物品県帰属調書（別記様式第16号）を作成の上、佐賀県財務規則の定めるところにより手続をとるものとする。

第8 登録等の嘱託

1 登録等の嘱託

署長等は、車両の売却、廃棄処分及び所有権の県帰属に伴う移転登録等の嘱託を行う場合は、事前に交通指導課と協議するものとする。

2 嘱託の手続

登録嘱託については、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式を定める省令（昭和45年運輸省令第8号）に定める嘱託書により九州運輸局佐賀運輸支局長又は軽自動車検査協会佐賀事務所に登録等を嘱託するものとする。

第9 保管車両等の処理状況の管理等

取扱責任者は、保管車両等の保管開始から処分までの処理状況を保管車両等処理管理簿（別記様式第17号）により署長等に報告の上、その処理状況を適正に管理するものとする。

第10 負担金の収納手続等

1 負担金の種類及び額

車両の運転者等又は使用者等の負担とされる負担金（以下「負担金」という。）の種類及び額は、県規則に定めるとおりとする。

2 負担金の収納手続

(1) 取扱責任者は、車両の移動等に係る負担金が発生したときは、違法駐車車両移動措置書、車両保管請書その他関係書類を添えて署長等に報告するものとする。

(2) 署長等は、当該負担金について、納付命令書（別記様式第18号）及び納入通知書兼領収証書（佐賀県財務規則に規定する帳簿様式を定める規程別記様式第12号）

により、運転者等又は使用者等に負担金の納付を命じるものとする。ただし、運転者等又は使用者等が車両の返還を受ける際に現金支払いを申し出た場合には、納付命令書を交付して出納員（佐賀県財務規則第10条に定める出納員）に現金を収納させ、原符領収証書（佐賀県財務規則様式第18号）を発行するものとする。

- (3) 現金を収納した出納員は、佐賀県財務規則の定めるところにより、納付の手続をとるものとする。
- (4) 署長等は、運転者等又は使用者等が負担金を納付期限までに納付しない場合は、電話、はがき又は訪問等により納入を促すほか、督促状（別記様式第19号）を送付するものとする。この場合において、督促状に指定する納付期限は当該督促状を送付する日から10日以内とする。

3 滞納処分

- (1) 署長等は、法第51条第17項の規定による督促を受けた者がその指定納付期限までに負担金を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により、負担金を徴収するものとする。
- (2) 署長等は、滞納処分を行うときは、事前に滞納者の住所、職業、氏名、年齢、督促等の状況、負担金の納入見込みの有無等について交通指導課長に報告するものとする。

第11 移動等措置料金の支払

1 移動業者への支払手続

- (1) 署長等は、移動業者に移動の措置を委託する場合は、その都度、見積書を徴して業者との契約を締結した後に移動の措置をとるものとする。
- (2) 料金の支払手続は、移動業者から移動措置確認申請書（別記様式第20号）及び請求書を提出させるものとする。
- (3) 署長等は、移動業者から(1)による移動措置料金の請求があった場合は、違法駐車車両措置報告書により移動の内容を確認の上、佐賀県財務規則の定めるところにより支払うものとする。

2 保管業者への支払手続

- (1) 署長等は、保管業者に保管の措置を委託する場合は、その都度、見積書を徴して業者との契約を締結した後に保管の措置をとるものとする。
- (2) 料金の支払手続は、保管業者から保管措置確認申請書（別記様式第21号）及び請求書を提出させるものとする。

- (3) 署長等は、保管業者から(1)による保管措置料金の請求があった場合は、違法駐車車両措置報告書により保管の内容を確認の上、佐賀県財務規則の定めるところにより支払うものとする。

第12 高速隊における特例

高速隊長は、業者との契約、車両等の売却、所有権の県帰属、登録等の嘱託、負担金の収納、料金の支払い手続等、高速隊において処理することが適当でないものについては、交通指導課長及び警務部会計課長と協議の上、処理するものとする。

第13 報告

1 特異事案発生時等における報告

署長等は、車両の移動等の措置を行うに当たり、使用者等又は第三者に損害を与える等の特異事案が発生したときは、直ちにその概要、措置内容等を警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

2 定期報告

署長等は、移動等の措置結果を違法駐車車両措置結果報告書（別記様式第22号）により、当月分を翌月の10日までに本部長に報告するものとする。

第14 関係書類の保存

- 1 交通指導課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
ホームページ掲載依頼書	ホームページ掲載依頼書	5年
違法駐車車両措置結果報告書	違法駐車車両措置結果報告書	1年

- 2 警察署等に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
違法駐車車両措置簿	違法駐車車両措置報告書	5年
	違法駐車車両移動措置書	
	車両保管請書	
	受領書	
	使用者等調査票	
車両引渡指令原簿	車両引渡指令原簿	
保管車両等処分管理簿	公示書	

保管車両（積載物）売却処分調査書（伺い）
保管車両（積載物）売却調書（伺い）
保管車両（積載物）廃棄調書（伺い）
廃棄車両受領書
解体証明書
所有権県帰属報告書
保管金県帰属調書
保管物品県帰属調書
保管車両等処分管理簿
移動措置確認申請書
保管措置確認申請書
保管車両一覧簿
保管積載物一覧簿

別紙・別添・別記様式については、搭載省略